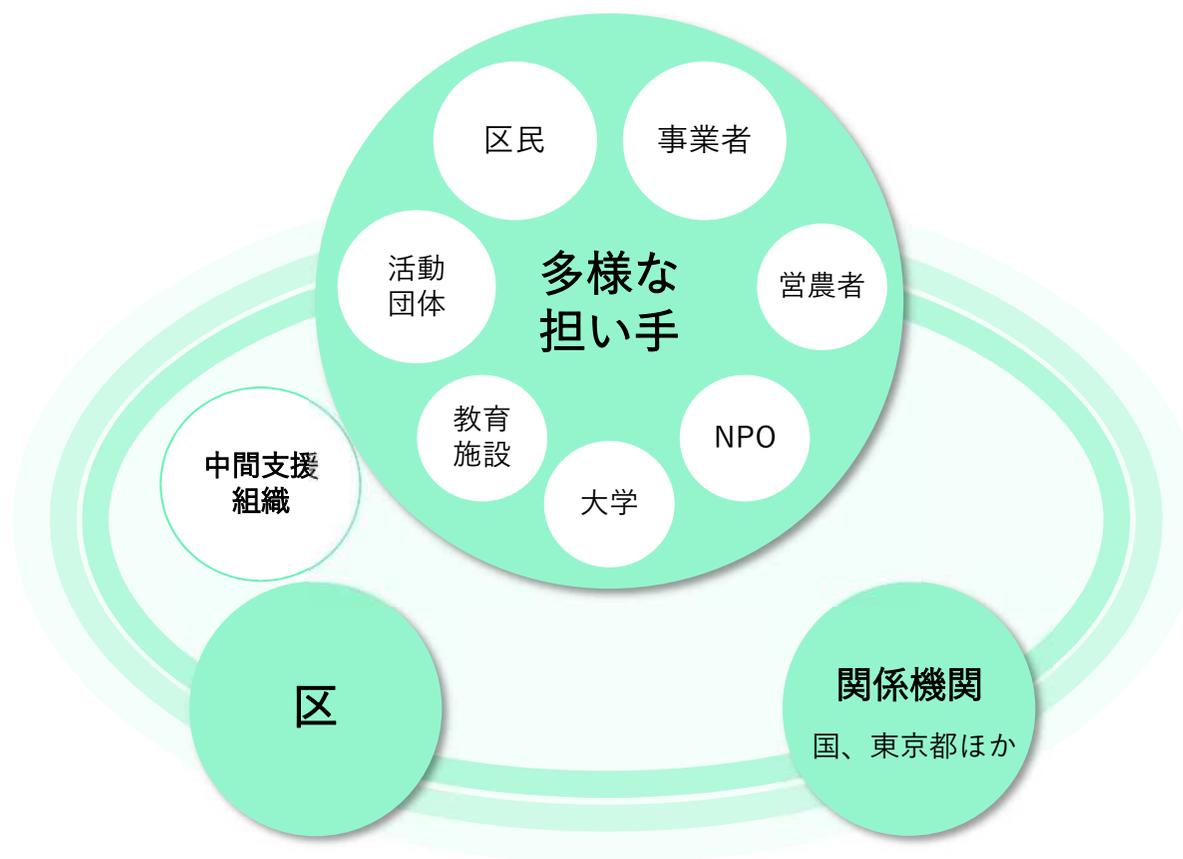

推進体制及び進行管理

(1) 推進体制

- ◇ 本計画に沿って、区民、事業者、活動団体をはじめとした様々な主体と連携し、緑・水辺の保全、創出、利活用につながる取組を進めていきます。
- ◇ 区民、事業者、活動団体といった担い手と、取組の所管課や関係機関、中間支援組織等が連携・協働する体制をつくり、取組を進めます。



※ 図については検討中

(2) 進行管理

- ◇ 本計画に掲げる目標に対し、緑・水辺の保全、創出、利活用につながる取組の成果が現れるまでには一定の期間を要します。
- ◇ このため、20年の計画期間を踏まえ、おおむね10年後にあたる令和17（2035）年度を目途に中間検証を行います。
- ◇ 中間検証では目標に対する進捗状況の確認・評価を実施し、社会経済状況の変化、上位計画の動向等も踏まえ、中間見直しの必要性を検討します。

